

# 平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置要項

平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜における帰国生徒等特例措置は、この要項に基づいて実施します。

## 1 応募資格

特色選抜要項 1 応募資格に定める資格を有する者で、かつ、次のア～ウのいずれかに該当するもの

ア 保護者の海外勤務に伴う外国での在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上の者で、平成21年1月1日以降に帰国したもの

イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

## 2 特例措置を実施する学校・学科

奈良県立二階堂高等学校 普通科

奈良県立法隆寺国際高等学校 普通科・歴史文化科・国際英語科・国際教養科

奈良県立高取国際高等学校 国際英語科・国際コミュニケーション科・国際文化科

## 3 募集人員

各校各学科若干名

## 4 出願方法

(1) 出願は、上記2の高等学校のうち1校1学科に限ります。ただし、奈良県立法隆寺国際高等学校及び奈良県立高取国際高等学校については、順位を付けて2学科まで志望することができます。

なお、その範囲は「高校別実施概要」の1特色選抜についてに示す順位を付けて2学科まで志望することができる学科の範囲とします。

(2) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（54ページ、6参照）が必要です。

## 5 出願手続

(1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成22年2月12日（金）午前9時から午後3時まで

平成22年2月15日（月）午前9時から午後3時まで

ただし、郵送の場合（2ページ、5出願手続(2)参照）は、2月9日（火）までの消印があるものに限りします。

(2) 志願者は、出願する高等学校長へ定められた期間内に次のア～オを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。ただし、県内の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、エ及びオの提出は不要です。

ア 帰国生徒等特例措置入学願書（別に定める用紙）

イ 入学考査料（奈良県収入証紙により納付）

ウ 帰国生徒等特例措置適用申請書（43ページの様式）

エ 海外生活を証明する書類

オ 奈良県公立高等学校入学志願許可申請書（県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立  
高等学校への志願手続要領の様式1）

- (3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。
- (4) 高等学校長は、上記(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

## 6 調査書の提出

- (1) 中学校長は、「調査書及び学習成績一覧表作成要領」（44～52ページ）に基づき、調査書を作成してください。
- (2) 中学校長は、出願者に関する書類各1通を、出願した高等学校長に下記により提出してください。

提出期間 平成22年2月15日（月）午前9時から午後5時まで

平成22年2月16日（火）午前9時から正午まで

提出書類 調査書（46ページ、様式1。ただし、調査書を提出できない場合は、これに代わるもの。）

- (3) 高等学校長は、必要に応じて、調査書等の記載内容について中学校長に説明を求めることができます。

## 7 学力検査等

- (1) 学力検査等は、平成22年2月18日（木）に、出願した高等学校で実施します。
- (2) 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語（各50点満点）とし、併せて面接を実施します。
- (3) 学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成します。
- (4) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

## 8 入学者の選抜

- (1) 選抜に当たっては、学力検査成績及び面接の結果等を考慮して、総合的に判定します。
- (2) 調査書及び学力検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名、生徒番号及び受検番号以外の記号で行ってください。

## 9 合格発表

平成22年2月24日（水）午後、出願した高等学校で受検番号により発表します。

## 10 その他

- (1) この特例措置で合格した場合、必ず入学するものとします。
- (2) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。
- (3) 中学校長は、身体に障害があるなど、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、志願しようとする高等学校長に事前に申し出てください。

この場合、高等学校長は、奈良県教育委員会事務局学校教育課長と協議してください。

- (4) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。
- (5) この要項で定めるもののほか、必要な事項は、特例措置を実施する高等学校長が別に定めます。